

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 1 日

環境のミカタホールディングス株式会社

代表取締役 渡辺 和良

問合せ先：グループ統括経営企画部

054-622-1130

証券コード：406A

<https://kankyounomikata.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)チューサイマネジメント	62,100	43.95
J&T 環境(株)	30,000	21.23
東京中小企業投資育成(株)	22,200	15.71
渡辺 和良	21,600	15.29
青木 克之	2,400	1.70
新進気鋭スタートアップ投資事業有限責任組合	2,400	1.70
CHAN KUOK SAM	600	0.42

支配株主名	渡辺 和良
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
-------------	------------------

決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3名以上10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白井 孝一	弁護士											
鈴木 義之	他の会社の出身者											
牧田 和夫	他の会社の出身者											
三村 峰寛	他の会社の出身者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
白井 孝一		—	弁護士資格を有しており、法務の専門家としての豊富な経験・知識から法令遵守及びガバナンス強化に貢献いただけるものと判断し、選任しております。
鈴木 義之		—	事業会社の経営者としての知見と長年の経験を有しており、会社経営の観点から幅広い知見に基づく助言・牽制が期待できるものと判断し、選任しております。
牧田 和夫		—	長年地元金融機関の理事長職・会長職を歴任しており、会計・財務や経営実務について豊富な経験・知識を有していることから、幅広い知見に基づく助言・牽制が期待できるものと判断し、選任しております。
三村 峰寛		—	J&T 環境株式会社と環境のミカタ株式会社は、2023 年 9 月 1 日付にて資本業務提携しております。 廃棄物処理業界での知識・経験を有する同氏に当社社外取締役役に就任していただくことで、両社の経営資源及び経営ノウハウの有効活用・事業シナジーの向上をスムーズに進め、当社の業績向上、ガバナンス面のレベルアップを図りたく、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4 名以内
監査役の数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催して各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深めることで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
玉虫 賢一	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
玉虫 賢一		—	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督し、当社の経営全般に対する意見や助言を取締役会において述べることにより、コーポレート・ガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと期待しており、選任するものであります。 なお、同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
---------	----

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等の総額は、12,000万円以内とし、各取締役の報酬の決定は取締役会の決定に一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、取締役会をはじめとする重要会議の資料の配布にあたっては、十分に検討する時間的余裕が確保できるように早期の配布に努めております。また、必要に応じて事前に説明会等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(企業統治の体制の内容)

(1) 取締役会

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役4名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名（うち社外監査役1名）で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

(3) 内部監査及び監査役監査

内部監査は、代表取締役の直轄機関として設置されている内部監査担当者（2名）が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

(4) 会計監査の状況

当社は、そうせい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受ける予定であります。なお、2025年9月期において環境のミカタ株式会社の監査業務を執行した公認会計士は木村勝治氏及び佐藤信一氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、環境のミカタ株式会社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

(5) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額、監査役の賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を選択している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社グループにとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んで参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は集中日を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と考えております。
実施していない	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	グループ統括経営企画部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実施	CSR 活動の一環として、盲導犬育成支援活動、児童養護施設支援活動、ファシリティドッグ支援事業、河川や海岸の清掃や環境教育を行う地域貢献活動や障がい者就労支援などを実施し貢献しております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス規程を定め、啓蒙活動を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応をとることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルール明確にし、適切に対応できるよう整備しております。

また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

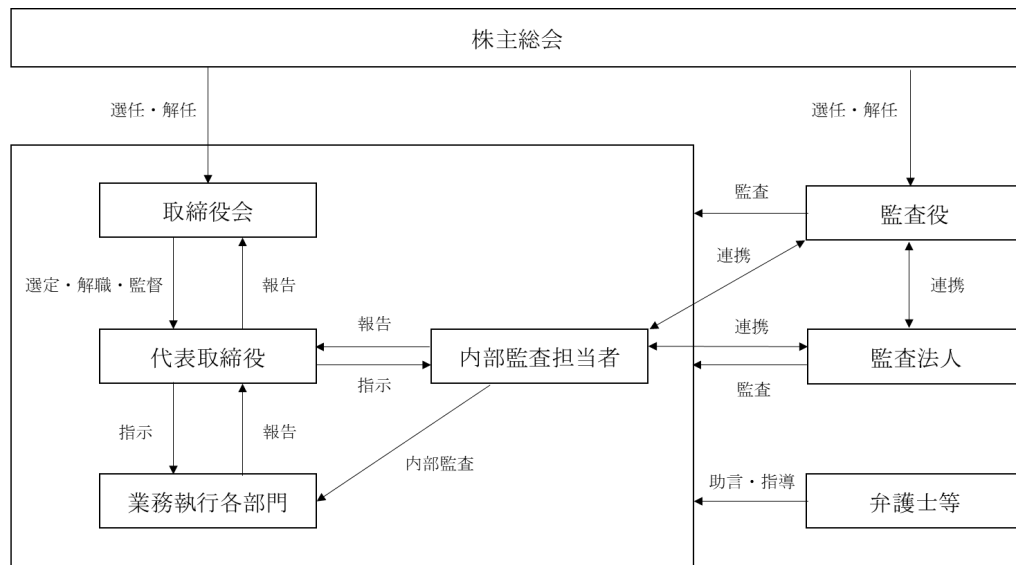
Ⅴ. その他

1. 買収防衛策導入の有無

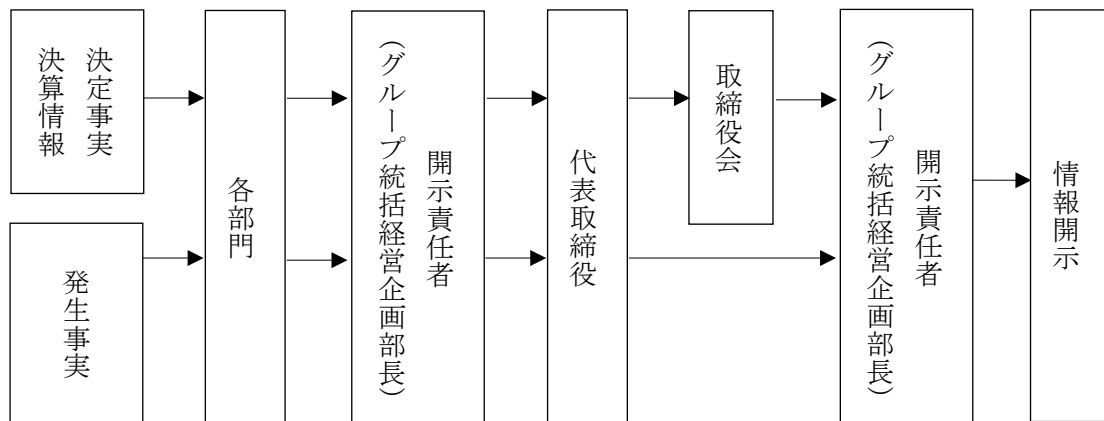
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上